

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加える。

第二百五条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に鑑み、配偶者の出産、看護を欠席事由として明確化する等所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。